

中野市市民意見提出手続の概要

○ 中野市市民意見提出手続（パブリックコメント制度）とは

市が重要な政策及び計画等を策定する際に、その趣旨、内容等を計画段階から公表し、広く市民等の皆様からご意見、提案等を募集する。それらを政策決定段階の提言として考慮し、意志決定を行うとともに、寄せられたご意見等の内容と、それに対する市の考え方も公表する。

目的

市制に対する市民参画の機会の拡充と公平性の確保、市の施策決定の透明性向上を図り、より開かれた市制運営に資する。

実施機関 市長及び教育委員会（計画等の策定課等）

対象事業

市の政策の基本的な施策を定める計画の策定及び変更。
広く市民に適用され、市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入又は改廃。
（ただし、地方税の賦課徴収並びに分担金、負担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）
審議会等の諮問事項。
その他特に必要と認められるもの。

意見提案者

市内に住所を有する者

市内に通勤、通学する者。

市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体。

計画面案及び関係資料を公表

広報なかの・市ホームページ・市役所本庁・豊田支所

市民の皆さん等から提案等の提出（期間 公表から1ヶ月程度）

提出方法 = 直接提出・郵便・電子メール・ファクシミリ

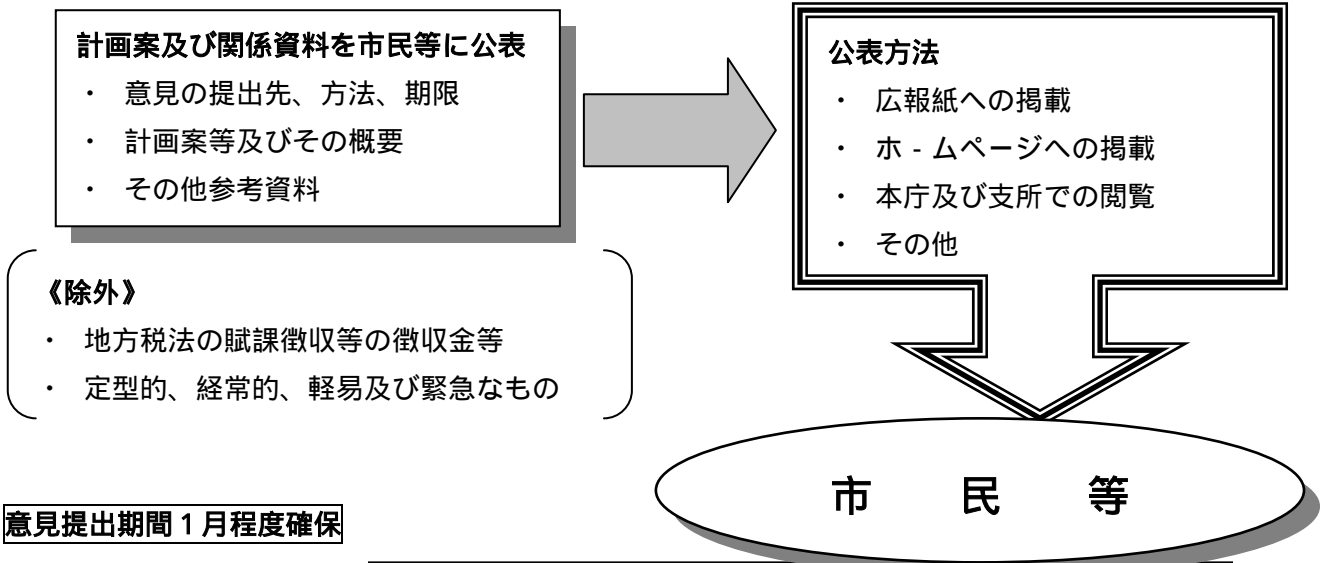
市民意見の聴取の努力

提出された意見の検討、政策決定への反映

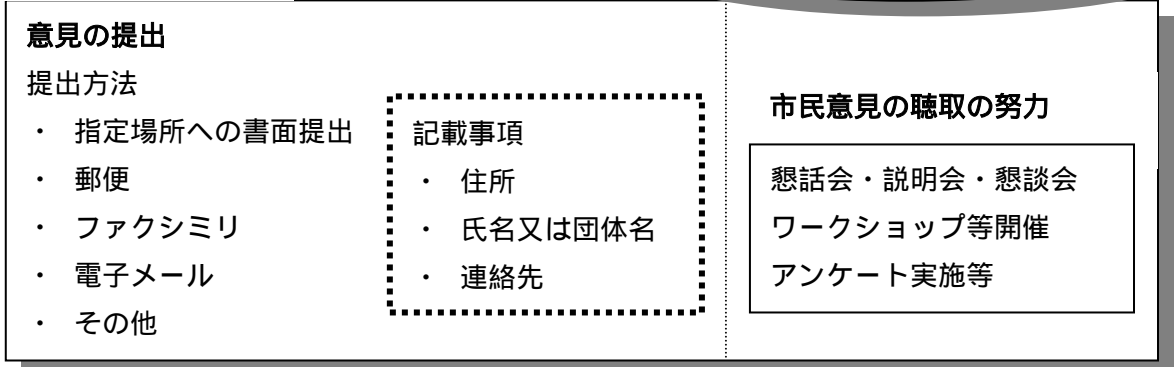
提出された意見、意見に対する考え方等公表（反映できない場合も）

中野市市民意見提出手続(パブリックコメント制度)の流れ

重要な政策案、計画案の策定〔調整会議・起案・審議会に諮問等〕



意見提出期間 1月程度確保



(意見提出者へ個別の回答は行いません)

